

ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書

内閣府が2023年3月に公表したこども・若者の意識と生活に関する調査によると、ひきこもり状態にある人は、15歳から64歳までの年齢層の約2%、146万人に及ぶと推計されており、幅広い世代のニーズに対応した支援が求められている。

また、特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会などによると、ひきこもり状態の人のうち40代と50代が全体の4割を占めているほか、ひきこもり期間が10年以上となるケースが最も多いなど、ひきこもりの高齢化や長期化が進んでおり、80代の親が50代の子を支える、いわゆる8050問題をはじめ大きな社会問題となっている。

ひきこもり支援に関係した法整備については、2010年に施行された子ども・若者育成支援推進法があるが、対象が40歳未満という若者世代に限られており、また2015年に施行された生活困窮者自立支援法では、対象を「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に限定していることから、それぞれの法の隙間で支援を受けることができないケースが生じている現状がある。

また、国においては、2022年度からひきこもり支援の核として、相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施するひきこもり支援ステーション事業を開始したものの、実施は一部の市町村にとどまっている。

よって、政府においては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 ひきこもり状態にあるすべての世代の人を支援対象とするとともに、必要な施策や支援体制等を明文化し、ひきこもりの人が全国どこでも必要な支援を受けられるよう、ひきこもり支援基本法を制定すること。
- 2 ひきこもり状態にある当事者、それを抱える家族に対して、当該者のニーズに応じた支援を伴走型で行う体制を整えること。
- 3 子ども・若者育成支援推進法、生活困窮者自立支援法を柔軟に運用し、ひきこもり状態の人へ具体的な支援が届くようにすること。
- 4 当面、厚生労働省のひきこもり支援推進事業を全国の自治体が法的義務として受け止め、取り組めるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月22日

内閣総理大臣
厚生労働大臣 宛て（各通）
共生・共助担当大臣
衆参両院議長

水戸市議会議員 松本勝久